



"DC も公的年金も、最長 75 歳から受取可能に (2022 年法改正) "

2023/4/26 配信

DC ニュースレター

2022 年に公的年金、確定拠出年金においての法改正がありました。今回の改正によって、どんなメリット、デメリットがあるのか考えてみたいと思います。

1、公的年金の改正内容

まず、2022 年 4 月の公的年金の改正内容について見てみましょう。主な変更点は以下の二つです。

- ① 年金の繰下げ受給が 75 歳まで可能に
- ② 繰上げ減額率が見直し

そもそも、公的年金とは何かから説明します。

公的年金は、国民年金と厚生年金の二つの年金を総称して公的年金と言います。国民年金は、会社員や公務員以外の人が加入する年金で毎月国民年金保険料を銀行口座引き落としなどで納めます。令和 5 年度現在の国民年金の保険料は、16,520 円です。

一方、厚生年金は、会社員と公務員が加入する年金制度です。給与天引きで会社がまとめて国に納付します。なので、自営業の方々と違い、皆さんは負担感を直接に感じない仕組みになっています。但し、給与明細をよく見ると額面と手取りの違いが大きいことが分かりますよね。現在の厚生年金の保

険料は、基本給、各種手当、交通費など会社が皆さんに負担している金額（報酬月額と言います）の 9.15% です。国民年金保険料が一律なのと違い、厚生年金は、お給料が高い人ほど多くの金額を納付する仕組みです。（但し、将来受け取る年金もその分大きくなります）

例えば、報酬月額が 300,000 万円の人は、毎月 27,450 円が厚生年金保険料として給与天引きされています。もちろん、将来受け取る年金は、自営業者の方よりは多くなります。

若い方は、「将来、年金を受け取れるかどうかわからない。」という方も多いいらっしゃいます。年金は、「相互扶助の精神」のもとに運営されています。若い時によく働いたご褒美として、働きなくなった高齢者の生活を支えるシステムです。このことから、年金自体が無くなることは考えられないと言っていいでしょう。

では、年金は何歳からもらえるのでしょうか？ 答えは、65 歳です。なので、会社員の方は 65 歳まで何らかの形で働くことが暗黙の了解として求められています。ところが、この年金をもらえる年齢は、自分で決める事ができるのです。最短で 60 歳から受け取ることが可能です。これを「繰り上げ受給」と言いま



確定拠出年金に関するご相談窓口はこちら

TEL 03-5689-3358

MAIL 401k@member.deco-pa.com

一般社団法人確定拠出年金推進協会

東京都文京区後楽 2-2-14 トータスビル 1 F

<https://www.deco-pa.com>



す。一方、65歳を超えて受け取ることもできます。これを「繰り下げ受給」と言います。この繰り下げ受給の年齢が、今まで70歳が上限だったのが75歳に引き上げられたというのが今回の改正にあたります。

人生100年時代などとよく耳にするようになりました。また、今まで国は65歳まで働いてくださいと言っていたのに、最近では、元気な人は70歳まで働きましょうと言っています。少子高齢化に伴う労働力確保の政策ですね。

これから、繰り下げた場合と繰り上げた場合で受け取る年金額の違いを見ていきましょう。皆さんは、直感的に繰り上げた場合は受け取る年金額が減って、繰り下げた場合は受け取る年金額が増えると思われるでしょう。その通りです。

まず、繰り下げた場合です。

① 年金の繰り下げ受給が75歳まで可能に
65歳で受け取れる金額を100とした場合、下の表のような受取率になります。

(ひと月遅らせると0.7%ずつ増額します)

65歳の受け取り率を100として計算

年齢	65	66	67	68	69	70
増額率	100	108.4	116.8	125.2	133.6	142.0
これまで通り変更なし						
年齢	71	72	73	74	75	
増額率	150.4	158.8	167.2	175.6	184.0	

新設された分の受取年齢と増額率

例えば、65歳に受け取れる年金が150,000円の人は、70歳から受け取りを開始すると213,000円となり、75歳からだと276,000円になります。単純に繰り下げた方が毎月受け取る金額が多くなるので嬉しい気持ちになります。ここで、注意したいのが、公的年金は死亡するとそこで終わってしまうということなのです。

では、「何歳まで生きたら繰り下げた方が得なのか」と考えてしましますね。若い方は、あまり真剣に考えなくても良いでしょう。なぜなら、年金を受け取れる年になった時に、世の中もご自身も、どのように変わっているか分からないからです。但し、深刻になる必

要はありません。日本は、そんなに悪い国ではありません。

一方、そろそろ年金を受け取れる年齢が近くなってきたという方は、それこそ、真剣に検討する必要があります。検討項目は、ご自身の健康状態、就労状況、公的年金以外の企業年金や不動産収入、貯蓄残高などです。人それぞれなので、「正解」というものはありません。公的年金は「保険」なので、「早く受け取らなくては損だ」とか考える対象ではないと思います。「長生き」を「リスク」とか考えるならば、老後も働いて、「繰り下げる」のが良いかもしれません。

次に、繰り上げた場合です。

② 繰り上げ減額率が見直し（昭和37年4月2日以降生まれの方対象）

これまで0.5%/月ずつ減額されていたのが、0.4%/月に緩和されました

65歳の受け取り率を100として計算

年齢	60	61	62	63	64	65
これまでの減額率 (昭和37年4月1以前に生まれた方)	70.0	76.0	82.0	88.0	94.0	100
見直しされた減額率 (昭和37年4月2日以降生まれの方)	76.0	80.8	85.6	90.4	95.2	100

例えば、65歳で150,000円受け取れる人が60歳から受け取った場合、今まで、105,000円に減額されたのが、今後は114,000円となり、減額率が小さくなりました。少しうれしいような気分になりますが、繰り上げした場合は、減額された金額が死ぬまで続くので注意が必要です。他の企業年金や不動産収入があったり、十分な貯蓄があれば繰り上げも選択肢に入りますが、無い場合は、人生100年時代に対応できないでしょう。

2. DCもこれまで70歳までだった繰り下げ受給が、2022年から75歳まで選択可能になりました。次号では、DCの受け取りについて解説します。



確定拠出年金に関するご相談窓口はこちら

TEL 03-5689-3358



MAIL 401k@member.deco-pa.com

一般社団法人確定拠出年金推進協会

東京都文京区後楽2-2-14 トータスビル1F

<https://www.deco-pa.com>

